

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.9 平成24・25年度の保険料について

1. 平成24・25年度の保険料率を据え置きます

保険料率は、新潟県内後期高齢者の2年間の医療給付費（総医療費から窓口負担額を除いた額）を推計し、若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の負担の均衡を図るため、2年ごとに見直しを行います。

新潟県後期高齢者医療広域連合においては、加入者の皆さんの負担をできる限り抑えるため、新潟県後期高齢者医療広域連合に積み立てられた医療財政調整基金全額と、新潟県に積み立てられた財政安定化基金を活用することにより、平成24年度及び25年度の保険料率をこれまでどおりに据え置きます。

◎1人当たりの賦課限度額は、中低所得者の保険料負担の軽減を目的として、平成24年度から50万円から55万円に引き上げとなりました。

年間保険料
(限度額 55万円)
※100円未満切捨て

=

均等割額
一人当たり
35,300円

+

所得割額
(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 33万円)
× 所得割率 **7.15%**

平成24年度の保険料については、7月中旬に加入者の皆さんにお知らせします

2. 保険料の軽減制度について

◎所得の低い方への軽減制度

均等割額の軽減

世帯の加入者全員と世帯主(加入者でない方も含む)の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

| 所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯 | 軽減割合 |
|----------------------------------|------|
| 33万円以下かつ加入者全員が年金収入80万円以下（他に所得なし） | 9割 |
| 33万円以下 | 8.5割 |
| 33万円+（世帯主を除く加入者数×24万5千円）以下 | 5割 |
| 33万円+（加入者数×35万円）以下 | 2割 |

所得割額の軽減

加入者個人の所得状況に応じて「所得割額」が軽減されます。

| 加入者本人の所得状況 | 軽減割合 |
|--|------|
| 賦課のもととなる所得金額が58万円以下（総所得金額等 - 基礎控除額 33万円 = 58万円以下） ※年金収入のみの場合は、年額211万円以下 | 5割 |

◎制度加入前日まで会社の健康保険などの被用者保険の被用者であった方への軽減制度

所得割額と均等割額の軽減・・・制度加入時から「所得割額」と「均等割額」が軽減されます。

| | 均等割額の軽減 | 所得割額の軽減 |
|------|-------------------------|---------|
| 軽減割合 | 9割軽減 (軽減後の年額 3,500円) | かかりません |

3. 保険料の納め方

◎年金から納めていただく方【特別徴収】

4月の年金から納付していただく金額については、4月10日頃に対象者の皆さんへお知らせします。

保険料の年額を、年金の受給月に年6回に分けて納めていただきます。

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |

4～8月【仮徴収】・・・平成24年2月の年金からの徴収額と同額を3回納めていただきます。
10～2月【本徴収】・・・確定した年間保険料額から仮徴収された額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。

◎口座振替・納付書で納めていただく方【普通徴収】

7月中旬に、保険料額決定通知書を発送しますので、それまでお待ちください。

保険料の年額を、7月から3月まで年9回に分けて毎月納めていただきます。

| | | | | | | |
|-------|-------------------------|----|----|-----|-----|----|
| 4月～6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | ・・・ | 3月 |
| 納付なし | 毎月、口座振替または納付書で納めていただきます | | | | | |

7～3月・・・7月中旬に、保険料額決定通知書を送付しますので、口座振替または納付書により毎月納めていただきます。

※口座振替は、納め忘れがなく大変便利です。口座振替をご希望される場合には、金融機関窓口にてお申し込みください。

保険料の納付が困難な場合には・・・

○災害や所得が著しく減少したときなど、特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。

～ 住民税の申告をお忘れなく！ ～

村では、3月15日（木）まで「住民税の申告」を受け付けています。

該当の方は、忘れずに申告をお願いします。

◎国民健康保険に加入している18歳以上の方や後期高齢者医療制度に加入している方、およびその世帯主の方は申告が必要です。なお、収入がない方も申告が必要です。

申告をしていないと所得が分からないため、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減が受けられず、加入者の方に不利益が及ぶことになります。

また、医療費が高額になった場合に必要な「限度額適用認定証」などの交付ができなくなります。該当する方は、忘れずに申告をお願いします。